

事後調査の結果

調査項目 史跡・文化財

予測した事項 道路・宅地等の工事による文化財及び埋蔵文化財の改変の程度

1. 調査地域

調査地域は、図 3-1 及び図 3-2 に示すとおり、文化財の移設箇所及び事業区域内の埋蔵文化財包蔵地とした。

2. 調査手法

(1) 調査時点

文化財の調査時点は表 3-1 に、埋蔵文化財の調査時点は表 3-2 に示すとおりとした。

表 3-1 文化財の調査時点

調査地点	所在地	調査実施日
文化財移設地	日野市東豊田 1-33 地内	令和 2 年 8 月 4 日 (火)

表 3-2 埋蔵文化財の調査時点

番号	調査地点	調査実施期間
1A, 1B, 1C	日野市豊田 3-8-19 他 調査面積 1,071m ²	平成 26 年 11 月 6 日～平成 27 年 3 月 27 日
2A, 2B	日野市豊田 2-5-1 他 調査面積 539m ²	平成 27 年 7 月 27 日～平成 27 年 11 月 30 日
3	日野市東平山 2-1-33 他 調査面積 84m ²	平成 28 年 7 月 19 日～平成 28 年 11 月 30 日
4	日野市豊田 3-20-4 他 調査面積 31m ²	平成 30 年 6 月 18 日～平成 30 年 9 月 28 日
5	日野市豊田 2-25-7 他 調査面積 649m ²	令和元年 5 月 14 日～令和元年 9 月 30 日

注) 番号は図 3-2 及び表 3-4 と共通

(2) 調査地点

文化財の調査地点は、図 3-1 及び表 3-1 に示す文化財（市指定史跡「豊田・堀之内耕地整理の碑」）の移設地とした。

埋蔵文化財の調査地点は、図 3-2 及び表 3-2 に示す平山遺跡包蔵地とした。

(3) 調査方法

文化財については、施工記録の整理及び現地踏査により移設状況を確認した。

埋蔵文化財については、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づき、日野市教育委員会による発掘調査を行った。

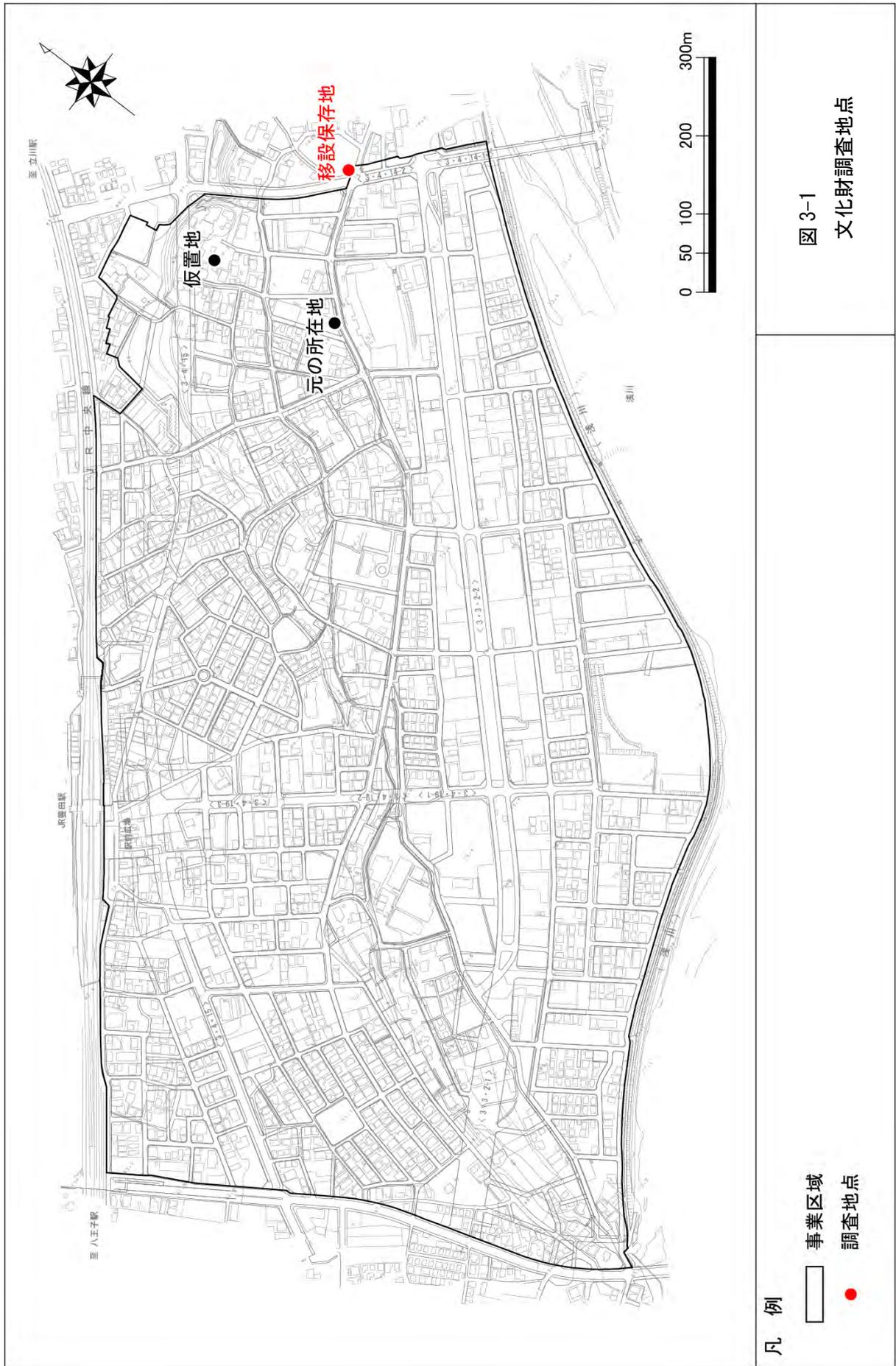


図 3-1
文化財調査地点

凡 例
 事業区域
 調査地点

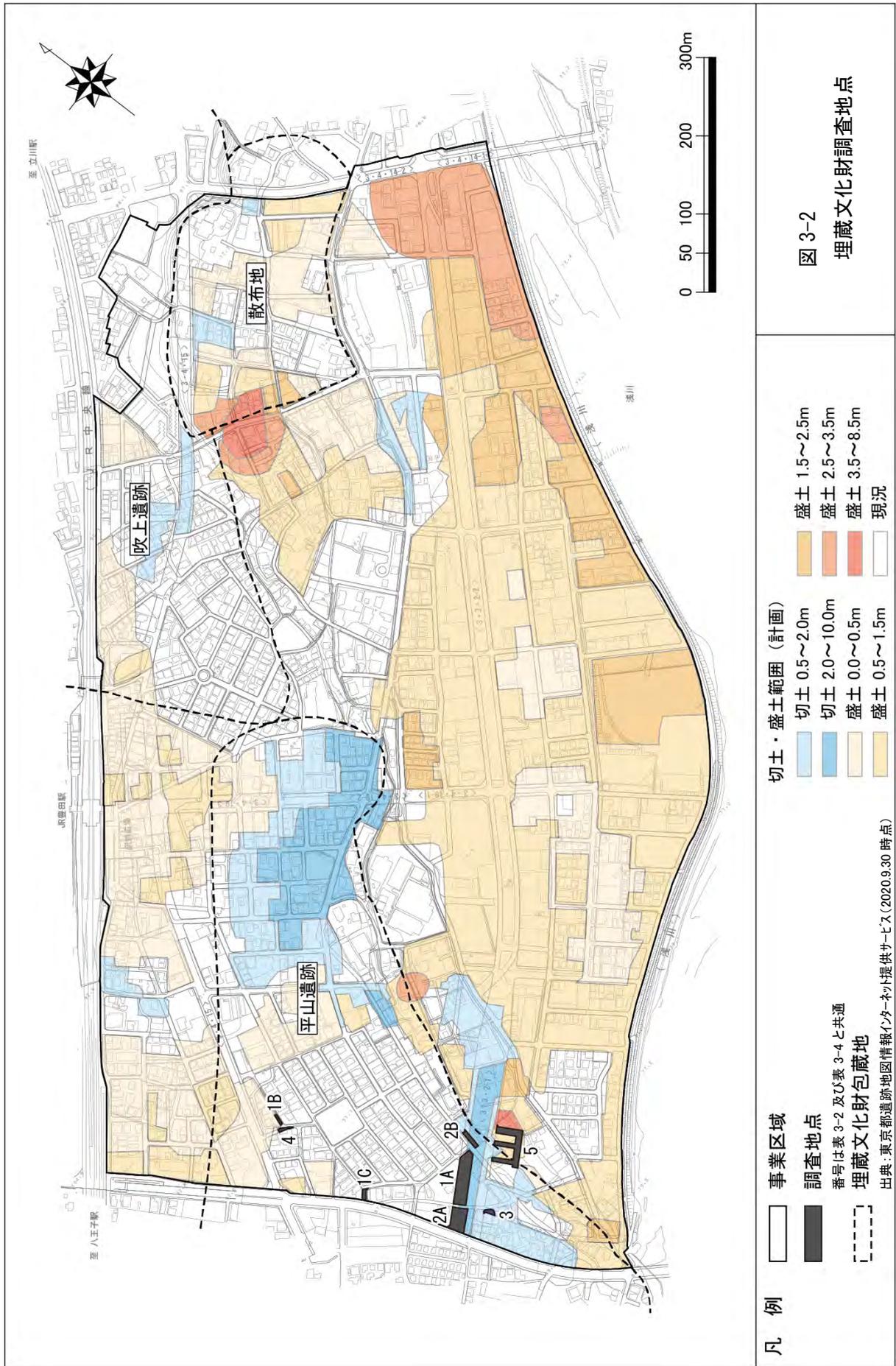


図 3-2
埋蔵文化財調査地点

事業区域
調査地点
番号は表 3-2 及び表 3-4 と共通
埋蔵文化財包蔵地
出典：東京都遺跡地図情報センター提供サード（2020.9.30 時点）

凡 例

- 事業区域
- 調査地点
- 埋蔵文化財包蔵地

切土・盛土範囲（計画）

- 盛土 1.5～2.5m
- 盛土 2.5～3.5m
- 盛土 3.5～8.5m
- 現況

切土・盛土範囲（計画）

- 切土 0.5～2.0m
- 切土 2.0～10.0m
- 盛土 0.0～0.5m
- 盛土 0.5～1.5m

3. 調査結果

(1) 事後調査の結果の内容

① 文化財の状況

市指定史跡「豊田・堀之内耕地整理の碑」の移設状況は、表 3-3 及び写真 3-1(1)～(2)に示すとおりであった。

元の所在地から搬出して事業区域内にある善生寺境内に仮置きしていた石碑は、平成 30 年 5 月 14 日に、事業区域に隣接する東豊田公園に移設・保存された。

表 3-3 文化財の移設状況

所在地	設置期間
元の所在地 日野市東豊田 2-20 地内	～ 平成 26 年 9 月 19 日
仮置地 善生寺境内 ^注 日野市東豊田 2-26-3	平成 26 年 9 月 19 日 ～ 平成 30 年 5 月 14 日
移設保存地 東豊田公園 日野市東豊田 1-33 地内	平成 30 年 5 月 14 日 ～

注) 仮置地における保存状況は、事後調査報告書（工事の施行中その 3）において報告済



写真 3-1(1) 文化財の移設状況（平成 30 年 5 月 14 日撮影）



写真 3-1(2) 文化財の移設状況（令和 2 年 8 月 4 日撮影）

② 埋蔵文化財の状況

埋蔵文化財の調査結果は、表 3-4 及び写真 3-2(1)～(4)に示すとおりであった。

いずれも記録保存により調査を完了し、工事に着手している。

表 3-4 埋蔵文化財調査結果の概要

番号	調査地点	調査結果の概要
1A 1B 1C	日野市豊田 3-8-19 他 調査面積 1,071m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・弥生時代、古墳時代等の住居跡 10 軒、集石 5 基、土坑 10 基、ピット 37 基、溝 1 条を検出した ・縄文土器、石器、土師器、須恵器、鉄製品などの遺物がコンテナ 14 箱分出土した ・記録を保存して調査完了とした
2A 2B	日野市豊田 2-5-1 他 調査面積 539m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・古墳時代、奈良時代、平安時代等の住居址 6 軒、古墳時代中期～後期の円墳 1 基を検出した ・土坑 28 基、ピット 8 基を検出した ・縄文土器、土師器、須恵器、鉄製品などの遺物 397 点が出土した ・記録を保存して調査完了とした
3	日野市東平山 2-1-33 他 調査面積 84m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・竪穴住居 1 軒、ピット 1 基を検出した ・折返し口縁壺、高杯、台付甕が出土した ・記録を保存して調査完了とした
4	日野市豊田 3-20-4 他 調査面積 31m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・農業痕跡 4 基、ピット 18 基、溝 2 条、倒木痕 1 基を検出した ・土師器 3 点、須恵器 12 点、礫 10 点が出土した ・記録を保存して調査完了とした
5	日野市豊田 2-25-7 他 調査面積 649m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・古代の竪穴住居跡 2 軒、掘立柱建物跡 1 棟、溝 1 条、土坑 12 基、ピット 34 基を検出した ・土師器、須恵器、石器などの遺物 191 点他が出土した ・記録を保存して調査完了とした

注) 番号は図 3-2 及び表 3-2 と共通



A区第1面全景（東側） 西から



A区1号土杭完掘 東から



B区第1面全景 西から



B区北壁東西断面（全体） 南西から



C区第1面全景 東から



C区1号集石 南から



A区作業状況 西から



A区埋戻し状況 西から

写真 3-2(1) 埋蔵文化財調査状況（番号 1A, 1B, 1C 日野市豊田 3-8-19 他）



A区遺構プラン検出 北から



A区1号住居完堀 南から



A区 1号住居カマド掘方完堀 から



A区 古墳周溝完堀 東から



B区第1面完堀 東から



B区1号ピット土層断面 東から



B区1号土杭土層断面 南から



B区ピット1完堀 東から

写真 3-2(2) 埋蔵文化財調査状況 (番号 2A, 2B 日野市豊田 2-5-1 他)



第1面全景 北から



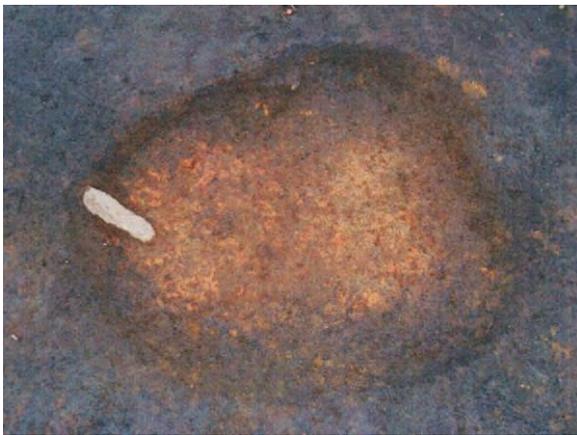
第1面1号住居検出状況 北から



第1面1号住居炉全景 東から



第1面1号住居遺物出土状況近景 北から



第1面1号住居炉全景 東から



第1面1号住居全景 南東から

写真 3-2(3) 埋蔵文化財調査状況 (番号 3 日野市東平山 2-1-33 他)



第1面完掘全景 北から



34H1号溝遺物出土状態 西から



34H1号溝・10号ピット東壁セクション 西から



34H1号溝完掘全景 西から



1号ピット南北セクション 西から



1号ピット完掘 南西から

写真 3-2(4) 埋蔵文化財調査状況 (番号 4 日野市豊田 3-20-4 他)



南区第1確認面完掘 東から



東区第1確認面完掘 南から



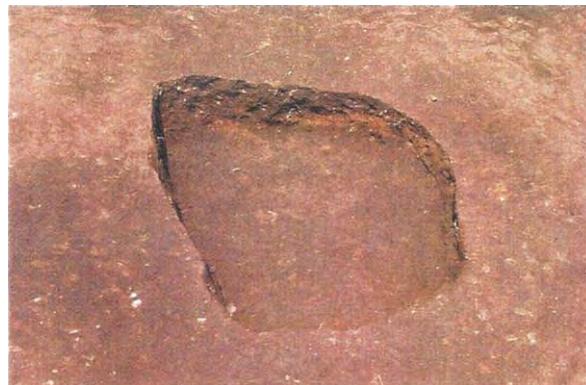
西区第1確認面完掘 北から



中央区下第1確認面完掘 南から



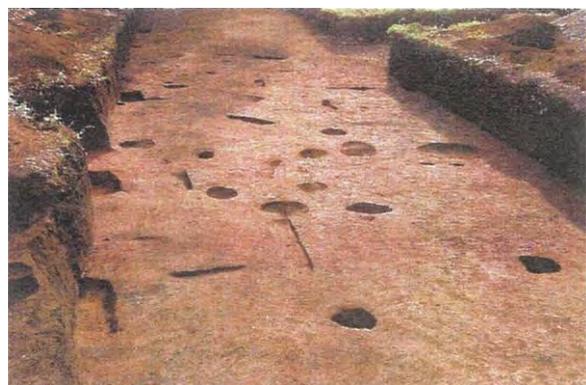
中央区上第1確認面完掘 北から



南区37M1号土杭完掘 北から



南区37M1号堀立完掘 東から



南区37Mピット群(3~5号土杭含む)完掘 南東から

写真 3-2(5) 埋蔵文化財調査状況 (番号 5 日野市豊田 2-25-7 他)

③ 環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置の実施状況は、表 3-5 に示すとおりであった。

なお、これまでのところ史跡・文化財に関する苦情等は寄せられていない。

表 3-5 環境保全のための措置の実施状況

	評価書の記載事項	実施状況
史跡・文化財	史跡については移設保存を行うほか、埋蔵文化財については、工事に際して十分な注意を払うと共に文化財保護法の規定に従い、工事が行われる場所は事前に発掘調査を行い出土品については保存に関する適切な処置を行うものとする。	工事箇所から搬出し、事業区域内にある善生寺境内に仮置きしていた市指定史跡「豊田・堀之内耕地整理の碑」は、事業区域に隣接する東豊田公園内（日野市東豊田 1-33 地内）に移設した。 工事が行われる埋蔵文化財包蔵地においては、文化財保護法の規定に従って適切な発掘調査と記録保存を行っている。

(2) 評価書の予測結果と事後調査の結果の比較検討

市指定史跡「豊田・堀之内耕地整理の碑」については、環境影響評価書において「石碑は児童公園に移設されるため保全される」と予測していたとおり、事業区域に隣接する東豊田公園内に移設・保存されている。

埋蔵文化財については、環境影響評価書において「工事が行われる包蔵地については文化財保護法の規定に従って対処することにより、保全と記録保存が図られる」と予測していたとおり、適切な発掘調査と記録保存を行っている。